

議員の派遣について（報告）

島本町議会会議規則第129条第1項ただし書きの規定に基づき、次のとおり議員を派遣したので報告する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

島本町議会

議長 清 水 貞 治

1 大阪府北部地区議長会議員研修会

(1) 目的 議員活動に資する外部専門知識修養のため

(2) 研修内容 「対話する議会・議員」

～SOUNDカードを活用した、住民との意見交換、議員間討議～

(3) 派遣場所 大阪府豊能郡能勢町（能勢町淨るりシアター）

(4) 期 間 令和 6 年 1 1 月 1 4 日

(5) 派遣議員 （出席議員 1 1 名）

川嶋議員、野口議員、山口議員、中嶋議員、
大久保議員、福嶋議員、東田議員、平井議員、
伊集院議員、戸田議員、永山議員

第 2 号 選 挙

島 本 町 選 挙 管 理 委 員 補 充 員 の 選 挙 に つ い て

島 本 町 選 挙 管 理 委 員 補 充 員 の 選 挙 を 行 う べ き 事 由 が 生 じ た た め 、
地 方 自 治 法 第 1 8 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 選 挙 を 行 い ま す 。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 議 会 議 長 清 水 貞 治

第 9 6 号 議 案 （ 議 員 提 出 議 案 ）

島 本 町 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る
条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

島 本 町 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部
を 改 正 す る 条 例 を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

提 出 者 島 本 町 議 会 議 員

川 嶋 玲 子	野 口 日 利 美
福 嶋 保 雄	中 田 み どり
東 田 正 樹	平 井 均
伊 集 院 春 美	戸 田 靖 子
永 山 優 子	

提 案 理 由

令 和 6 年 人 事 院 勧 告 の 給 与 に 関 す る 勧 告 の 内 容 に 鑑 み 、 改 正
す る も の 。

島本町条例第 号

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和35年島本町条例第93号)の一部を次のように改正す
る。

第7条第2項中「100分の217.5」を「100分の2
27.5」に改める。

第2条 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の227.5」を「100分の2
22.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の
規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の島本町議会議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」とい
う。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 令和6年12月1日からこの条例の施行の日の前日まで

の間において、第 1 条の規定による改正前の島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定に基づく期末手当の内払とみなし、その差額があるときは、その差額は、同条の規定の施行の日以後の最初の議員報酬の支給日に支給する。

第 1 号意見書案

再審法改正を求める意見書

標記の意見書案を島本町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日 提出

提 出 者 島 本 町 議 会 議 員

川 嶋 玲 子	野 口 日 利 美
山 口 博 好	中 嶋 洵 智
大 久 保 孝 幸	中 田 み どり
東 田 正 樹	平 井 均
戸 田 靖 子	永 山 優 子

提案理由

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者の救済を目的として、国において速やかに刑事訴訟法の再審規定を改正するよう求めるため。

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求、手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

以上の２点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。そこで、再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、今こそ次の点について、再審法を速やかに改正すべきである。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、本意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

大阪府三島郡島本町議会

第 2 号意見書案

性暴力救援センター・大阪 S A C H I C O の存続と
体制強化を求める意見書

標記の意見書案を島本町議会会議規則第 1 4 条の規定により、
次のとおり提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日提出

提出者 島本町議会議員

川 嶋 玲 子	野 口 日利美
山 口 博 好	中 嶋 洵 智
大久保 孝 幸	福 嶋 保 雄
中 田 みどり	東 田 正 樹
平 井 均	伊集院 春 美
戸 田 靖 子	永 山 優 子

提案理由

大阪府として性暴力被害者へのワンストップ支援の再構築を
求めるため。

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書

性暴力救援センター・大阪SACHICO（以下「SACHICO」という。）は、日本初の病院拠点型のワンストップ支援センターとして、平成22(2010)年度から14年間、松原市の阪南中央病院内にて24時間体制のもと性暴力被害者の支援を行ってきた。電話相談件数52,198件、来所のべ件数14,610件、診療及び支援した実人数3,722人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。特に幼いこどもの被害者の診察、治療、寄り添いが行える高い専門性とスキルを有している医師や相談員がしっかりと被害者救済を行ってきた。

このように必要不可欠な機関でありながら、国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄付金等で補ってきた。医師・看護師は通常の病院の診察・看護の業務を行いつつ、SACHICOでの診察に当たってきたが、これらは善意の超過勤務で支えられていたと言える。昨今、医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関での負担は限界を超えている。現SACHICOは令和7(2025)年3月末で阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、すでに現在も個人クリニックの善意で対応する状況となっている。大阪府下にはSACHICOと連携する医療機関が10機関あるが、いずれにしても性暴力被害者のすべてに対応できているとは言えない状況である。

これまでSACHICOは、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっている。緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診察を行うことは必要不可欠な条件である。また、年齢、性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的に診療が可能な医療機関であることが望ましいとされている。

よって、本町議会は大阪府に対して、以下の点を強く求め、早急に対処することを要望する。

記

1. 令和7(2025)年3月末をもって阪南中央病院から撤退せざるを得ない性暴力救援センター・大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用の支援協力を保障して、持続可能なワンストップセンターの機能を維持すること。
2. ワンストップセンターについて府下の公立病院を中心に複数の拠点を置き、医療機関の連携を密にし、性暴力被害者の速やかな救済を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

大阪府三島郡島本町議会